

令和 5 年 12 月 1 日

研究不正根絶に向けた決意表明

社会福祉法人仁至会
公的研究費管理・運営 最高管理責任者
理事長 加知輝彦

社会福祉法人仁至会（以下「当法人」という。）は、多様な福祉サービスを総合的に提供することを目的として設立され、研究活動に関しては、認知症介護研究・研修大府センターにおける認知症介護に関する研究を始めとして、法人全体で取り組んでいます。この研究を進めていくうえで、交付された公的研究費について不正のないよう適正に管理・運営していくことは非常に重要なことと考えております。

令和 3 年に文部科学省及び厚生労働省により「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」が改正され、研究機関において研究不正防止の取り組みを徹底することが強く求められているところです。

その対応として、当法人では「研究不正防止に関する行動規範」「研究活動における不正行為の防止及び対応に関する規程」「公的研究費の適正管理・監査に関する規程」「研究不正防止計画」等を制定し、責任体制の見直しによる明確化・ガバナンスの強化、研究に関わる職員への研究倫理及びコンプライアンス教育による不正防止意識の浸透、監査機能の強化を含めた研究費の管理・運営に係る不正防止対策等に取り組むこととしています。

そして、これらの取り組みを継続的に推進し、不正行為に対する不断の対応をしていくことが重要であり、以下により研究不正の根絶に向け実効性のある対応を図っていく所存です。

1. 管理・運営に関わる者の責任体制と権限を明確にし、公表する。
2. 不正を誘発する要因を踏まえ、具体的な不正防止計画を策定することにより、適切な管理・運営体制を構築し対策を講じる。
3. 不正防止計画に則り、適正に研究費を管理し使用する。
4. 研究費の管理・運営に関するルールを関係職員に周知徹底し、内外からの情報を適切に提供し共有する。
5. 不正防止対策として、適切にモニタリングを実施する。

当法人において研究に関わる職員においては、上記の趣旨を踏まえ、研究不正防止に関するガイドラインや規程等に対する理解を深めるとともに、高い倫理観を保持しあらゆる不正行為を排除するという強い信念をもって行動し、研究費の使用にあたっては、研究費が公的資金等によって支えられていることを認識し、常に社会に対して説明責任を果たす必要があることを念頭に置き、公正かつ適正な使用に努めます。